

平成 31 年 4 月 15 日
日本郵政共済組合

4 月採用者（高齢再雇用社員を含む）の共済掛金精算について

4 月採用者（高齢再雇用社員を含む）の方について、6 月月例給与時に 4 月、5 月分の共済掛金の精算が行われますので、下記のとおりお知らせします。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 1 共済掛金は標準報酬を基に計算されますが、採用（高齢再雇用フルタイム勤務社員の採用を含む。）時に決定される標準報酬の「資格取得時決定」の計算方法が、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により変更されました。

変更前	<p>4 月 1 日：資格取得時決定 （固定的給与 ＝ 基本給の月額）</p> <p>4 月 25 日：資格取得時決定の見直し （固定的給与 ＝ 基本給の月額＋4 月支給の通勤手当等の其他固定的給与）</p> <p>5 月月例給与で 4 月 25 日の資格取得時決定の見直しによる 4 月分共済掛金の精算を実施。</p>
変更後	<p>4 月 1 日：資格取得時決定 （固定的給与 ＝ 基本給の月額）</p> <p>4 月 25 日：資格取得時決定の見直しなし</p> <p>5 月 25 日：資格取得時決定の見直し （固定的給与 ＝ 基本給の月額＋4 月支給の通勤手当等の其他固定的給与） （非固定的給与 ＝ 4 月実績の超過勤務手当等の非固定的給与）</p> <p>6 月月例給与で 5 月 25 日の資格取得時決定の見直しによる 4 月、5 月分共済掛金の精算を実施。</p>

- 2 被用者年金一元化法により、資格取得時決定を厚生年金保険の取扱いに合わせるため、採用月の非固定的給与（超過勤務手当等）の実績を含めることとなり、給与計算を行う総合人事情報システムが改修されました。
- 3 結果、4 月採用者（高齢再雇用フルタイム勤務社員の採用を含む。）の方については、5 月の給与支給後に 4 月に遡って資格取得時決定の見直しが行われますので、6 月月例給与で 4 月、5 月の 2 か月分の共済掛金の精算が行われます。

【照会先】

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター TEL 0120-97-8484(コールセンター)
給与支給に関すること：各社の給与担当へご連絡ください。